

第10章 信託会社等の検査・監督をめぐる動き

第1節 信託会社等に関する総合的な監督指針

本監督指針については、2004年12月の信託業法の改正を踏まえ策定されており、信託会社等の監督事務に関し、その基本的考え方、免許・登録審査に際しての留意事項、業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項等を総合的にまとめたものである。2021事務年度においては、個人情報保護に関する法律等の改正に伴い、所要の改正を行った（2022年4月1日より適用）。

第2節 信託会社等の新規参入（別紙1参照）

2022年6月30日現在、運用型信託会社12社、管理型信託会社19社及び特定信託業者13社（59件）、自己信託会社4社、信託契約代理店357社（注）となっている。2021年7月1日から2022年6月30日までの間に免許・登録・届出を行った信託会社等は、以下のとおり。

- ① 運用型信託会社（免許制）及び管理型信託会社（登録制）
運用型信託会社の免許は2社、管理型信託会社の登録は1社、廃業等による免許取消し及び登録抹消は行っていない。
- ② 自己信託会社（登録制）及び特定信託業者（届出制）
自己信託会社の登録及び廃業等による登録抹消等は行っていない。特定信託業者の届出は1社（6件）となっている。
- ③ 信託契約代理店（登録制）
信託契約代理店の登録は6社、廃業等による登録抹消は2社となっている。

（注）信託契約代理店357社のうち126社は、信託業法の施行前に内閣総理大臣の認可を受けて設置されていた信託代理店であり、信託業法の施行時に信託契約代理店に移行したものである。

第3節 信託会社等に対する金融モニタリング

信託会社は、信託業法に基づき、財務（支）局が検査を実施している。ただし、2021事務年度における検査実績はない。

信託会社等の新規参入状況

2022年6月30日現在

	免 許 ・ 登 録 等 件 数											
	計	関東	近畿	北海道	東北	東海	北陸	中国	四国	九州	福岡	沖縄
信託会社	31 (3)	24 (2)	4	0	0	2	0	0	0	0	1 (1)	0
運用型信託会社（免許制）	12 (2)	12 (2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
運用型外国信託会社（免許制）（注1）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
管理型信託会社（登録制）	19 (1)	12	4	0	0	2	0	0	0	0	1 (1)	0
管理型外国信託会社（登録制）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
同一会社集団（特定信託業者）（届出制）（注2）	59 (6)	52 (6)	3	0	0	4	0	0	0	0	0	0
特定大学技術移転事業承認事業者（承認TL〇）（登録制）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自己信託	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
信託契約代理業者（登録制）	357 (6)	133 (5)	38	16	33	42	23	25 (1)	17	15	13	2
うち みなし信託契約代理業者	126	43	15	2	11	15	8	7	9	9	6	1
計	451 (15)	213 (13)	45	16	33	48	23	25 (1)	17	15	14 (1)	2

(注1) 外国信託会社は金融庁直轄

(注2) グループ企業内信託の件数は信託契約数（受託者総数は【13】社）

(注3) 括弧書きは、2021年7月1日から2022年6月30日までに免許・登録・届出を行った信託会社等の件数